

[事案 24-88] 転換契約無効請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽の説明および説明不十分を理由に、一部転換を無効にして転換前契約への復旧を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 6 月に終身保険から一部転換した終身医療保険について、下記の理由により、転換後契約を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から、「保険会社の株式会社への組織変更に伴い、今の契約を継続することはできない」との説明を受け、一部転換して終身医療保険に加入したが、虚偽であった。
- (2) 転換前契約を、終身保険と医療保険の 2 つに分けるという説明がなかった。
- (3) 残存する終身保険の保険料払込満了時に年金移行した場合の年金額が減少するとの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、申立人が主張する虚偽の説明をした事実はない。
- (2) 募集人は一部転換前後の内容について複数回説明をしているので、申立人は、一部転換後は 2 件の契約となることを理解していた。
- (3) 残存する終身保険の保険料払込満了時の解約返戻金がどうなるかについては、申立人から特に質問がなかったものであり、募集人の説明に問題はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の上記主張のうち、(1)は詐欺による取消しを主張するもの、(2)(3)は要素の錯誤による一部転換の無効を主張するものと整理し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、株式会社化が既存の保険契約の内容に影響を与えるものでないことは当然であり、しかも保険会社が、保険契約者に対し、このことを通知していることを踏まえると、そのような事柄について募集人が虚偽の説明をすることは経験則上、考えられないとして、詐欺による取消しの請求には理由がないと判断した。また、要素の錯誤による無効の請求については、下記のとおり、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に錯誤に陥っていたとしても、重大な過失があると言わざるを得ず、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

《申立人の主張(2)について》

- (1) 募集人が用いた提案書には、「現在のご契約」が一部転換により「新たにご提案するプラン」と「変更後の残存契約」との 2 つの契約に分かれることが、分かりやすく丁寧に説明されている。また、設計書には、転換後契約の内容が詳しく説明されている。申立人も、上記提案書により説明を受けたこと、上記設計書を見せられたことを認めていることを踏まえると、募集人は、契約を 2 つに分けるという説明を行ったことが強く推認できる。
- (2) 申立人は、意向確認書の確認事項において、『「転換特約・終身保障変更特約」をご利用の場合、他の保障見直しの方法を確認し、見直し前後の保障内容を対比したうえで、お客さまの

ご意向に沿ったご提案内容であることをご確認・ご了解いただきましたか。」との質問に対し、「はい」にチェックを付けている。

《申立人の主張(3)について》

- (1) 残存する終身保険の保険金額は、転換前は2,000万円であったのに対し、転換後の残存契約では1,300万円に減額されたことは、申立人も認識していた。保険金額が減額されれば、それに伴い、年金移行したときの年金額や解約返戻金の額も減額されることは当然であり、このことをあえて説明するまでの義務が募集人にあるとは解されない。